

介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)

介護職員実務者研修(旧ホームヘルパー1級+介護職員基礎研修)

『介護職員初任者研修(以下「初任者研修」という)』および『介護職員実務者研修(以下「実務者研修」という)』は、介護に携わる人が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを習得し、基本的な介護業務が行えるようにすることを目的とします。

これまでの旧ホームヘルパー2級課程は『初任者研修』に移行され、旧ホームヘルパー1級課程、介護職員基礎研修は『実務者研修』に一本化されました。養成研修の詳しい内容(申し込み方法・受講期間・受講料など)は、各養成研修実施機関にお問い合わせください。

※実施機関によって「介護福祉士実務者研修」という名称の場合もあります。

※実務経験3年以上で介護福祉士国家試験を受験する場合は、**実務者研修の修了が必須**となります。

■各課程の概要 ※詳細は各養成研修実施機関にお問い合わせください。

	初任者研修	実務者研修
受講対象者	訪問介護事業、在宅・施設を問わず、介護業務に従事しようとする人	訪問介護事業、在宅・施設を問わず、介護業務の従事者または従事しようとする人 (未経験者も受講可)
改定前の資格名称	旧ホームヘルパー2級	旧ホームヘルパー1級+介護職員基礎研修
介護福祉士受験資格	なし	あり(実務経験3年以上+実務者研修修了者)
受講時間	130時間(約3ヶ月)	450時間(約6ヶ月)(無資格の場合) ※保有資格による受講時間免除あり ・初任者研修修了者…130時間免除 ・基礎研修修了者…400時間免除 ・ホームヘルパー1級…355時間免除 ・ホームヘルパー2級…130時間免除 ・ホームヘルパー3級…30時間免除 ・その他の全国研修修了者…それぞれ 実務者研修の一部教育内容と読替可能
医療的ケア	なし	たん吸引、経管栄養など一部可能
開講予定	指定介護員養成研修事業者 研修実施予定一覧 (広島県庁 WEB サイト) 	介護福祉士実務者養成施設 一覧 (広島県庁 WEB サイト) 
受講料	研修機関によって異なります。割引制度や給付金制度等利用できる場所もありますので、各自で直接研修機関にお問い合わせください。	
問合せ先	広島県健康福祉局医療介護基盤課 介護人材グループ <電話>082-513-3142	

■ 初任者研修の内容(130 時間)

職務の理解(6 時間)／介護における尊厳の保持・自立支援(9 時間)／介護の基本(6 時間)／介護・福祉サービスの理解と医療との連携(9 時間)／介護におけるコミュニケーション技術(6 時間)／老化の理解(6 時間)／認知症の理解(6 時間)／障害の理解(3 時間)／こころとからだのしくみと生活支援技術(75 時間)／振り返り(4 時間)

■ 実務者研修の内容(450 時間)

人間の尊厳と自立(5 時間)／社会の理解 I (5 時間)／社会の理解 II (30 時間)／介護の基本 I (10 時間)／介護の基本 II (20 時間)／コミュニケーション技術(20 時間)／生活支援技術 I (20 時間)／生活支援技術 II (30 時間)／介護課程 I (20 時間)／介護課程 II (25 時間)／介護課程 III (45 時間)／発達と老化の理解 I (10 時間)／発達と老化の理解 II (20 時間)／認知症の理解 I (10 時間)／認知症の理解(20 時間)／障害の理解 I (10 時間)／障害の理解 II (20 時間)／こころとからだのしくみ I (20 時間)／こころとからだのしくみ II (60 時間)／医療的ケア(50 時間)

※過去に受講したヘルパー2級研修や認知症研修を讀替、実務者研修の一部を免除することができる。
※社協や事業所団体等の研修も、要件を満たせば讀替可能になる。

■ 介護福祉士等届出制度

2017(平成 29)年 4 月 1 日より介護福祉士等届出制度がスタートしました。

この届出制度は、離職した介護福祉士等の再就業を促進し、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士等は、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものです。なお、在職中の人でも届出をしていただくことで、介護に関わる最新情報の提供や、最適な就業場所を紹介するといった支援を継続して受けることができます。

インターネットから簡単に登録できますので、次の対象資格に該当する場合は、ぜひご登録ください。

○対象資格：介護福祉士、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、
旧ホームヘルパー養成研修 1 級・2 級課程、旧介護職員基礎研修



福祉のお仕事

検索

発行元
広島県社会福祉人材育成センター
TEL 082-256-4848
令和 5 年 6 月